

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
<p>附 則（令和7年3月28日企営第155500000609号）</p> <p>第1条 ～（略）</p> <p>第2条</p> <p>第3条 当社は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限り、）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者として、）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、IP通信網契約者から申出があった場合に限り、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>第4条 ～（略）</p> <p>第5条</p>	<p>附 則（令和7年3月28日企営第155500000609号）</p> <p>第1条 ～（略）</p> <p>第2条</p> <p>第3条 当社は、令和7年4月1日から令和8年5月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限り、）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者として、）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年8月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、IP通信網契約者から申出があった場合に限り、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>第4条 ～（略）</p> <p>第5条</p>
	<p>附 則（令和8年2月19日企営第155500000858号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （加入電話等契約からの移行に伴うメニュー5の申込みに係る利用料金の割引）</p> <p>3 当社は、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から1のメニュー5-1の100Mb/s、200Mb/s、1Gb/sのプラン3若しくは10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sのもの又は別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているIP通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限り、）に係るIP通信網契約の申込み（同時に音声利用IP通信網サービス契約約款における第2種契約（プラン1に係るものに限り、）の申込みを伴うものに限り、）があり、当社がその申込みを承諾し、IP通信網契約者から申出があった場合であって、令和8年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスを提供開始したときは、料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料</p>

新旧対照

旧	新
---	---

に係る部分に限ります。以下この項において同じとします。)の額に代えて、次表に規定する額を次表に規定する期間 (IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間も含みます。)において適用します。

- (1) 電話サービス契約約款における1の加入電話契約又は総合デジタル通信サービス契約約款における1の第1種契約若しくは第2種契約 (以下この附則において「加入電話等契約」といいます。)に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者
- (2) 現に利用休止中の1の加入電話等契約に係る契約者

適用期間及び割引後の適用額

区 分	適用期間	利用料 (基本料)
下記以外のもの	IP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の2か月後の料金月の末日までの間	0円
メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのもの		900円 (税込価格 990円)

- (加入電話等契約からの移行に伴うメニュー5の設置に係る工事費等の割引)
- 4 前項の規定を適用する場合、そのIP通信網契約に係る契約料については料金表第1表第2類の2に規定する額に代えて、そのIP通信網サービスの契約者回線の設置に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費 (付加機能の提供に係る工事費を除きます。)、回線終端装置工事費及び機器工事費 (配線設備多重装置に係るものに限ります。)については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、IP通信網契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときの工事費の適用については、この限りではありません。
 - 5 この附則第4項に定める場合において、IP通信網サービス契約者から料金表第2表第2(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はIP通信網契約者に負担していただきます。
 - 6 この附則第3項及び第4項の規定を適用する回数については、1の解除若しくは利用休止する電気通信サービス又は1の利用休止中の電気通信サービスに係る契約に対して1のIP通信網契約について1とします。
(他利用料金の割引との重畳等)
 - 7 この附則第3項の規定を適用する場合であって、企営第155500000469号 (令和6年10月25日)の附則第2条又は第3条に規定する長期継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、同附則第2条又は第3条の表に規定する減額に代えて、この附則第3項に規定する利用料 (基本料)の適用を行い、IP通信網契約者がメニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の2か月後の料金月の末日までの間に長期継続利用の廃止があった場合は、同附則第2条第4項又は第3条第5項に規定する額の支払いを要しません。

新旧対照

旧	新
	<p>(その他)</p> <p>8 企営第155500000609号(令和7年3月28日)の附則第3条第1項「令和8年3月31日」を「令和8年5月31日」に、「令和8年6月30日」を「令和8年8月31日」に改めます。</p>

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和 8 年 2 月 19 日企営第 155500000858 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 8 年 3 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 （加入電話等契約からの移行に伴う第 1 種契約及び第 2 種契約に係る工事費等の割引）</p> <p>3 当社は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から第 1 種契約若しくは第 2 種契約の申込み又は細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更の請求があり、当社がその申込みを承諾し、第 1 種契約者又は第 2 種契約者から申出があった場合であって、令和 8 年 11 月 30 日までに当社がその音声利用 I P 通信網サービス又は付加機能を提供開始したときは、その第 1 種契約又は第 2 種契約に係る契約料については料金表第 1 表第 3 類の 2 に規定する額に代えて、その第 1 種サービスの契約者回線の設置、第 2 種サービスの契約者回線の設置若しくは利用の開始、第 1 種サービス若しくは第 2 種サービスの細目の変更又は付加機能の利用の開始若しくは変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能に係る交換機等工事費については移行前の電気通信サービスにおいて利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費については料金表第 2 表第 1 の 1(5)及び第 2 表第 1 の 2-1 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</p> <p>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、第 1 種契約又は第 2 種契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときの工事費の適用については、この限りでありません。</p> <p>(1) 電話サービス契約約款における 1 の加入電話契約又は総合デジタル通信サービス契約約款における 1 の第 1 種契約若しくは第 2 種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者</p> <p>(2) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者</p> <p>4 この附則第 3 項の規定を適用する回数については、1 の解除若しくは利用休止する電気通信サービス又は 1 の利用休止中の電気通信サービスに係る契約に対して 1 の第 1 種契約又は第 2 種契約について 1 とします。 （その他）</p> <p>5 この附則第 3 項に定める場合において、第 1 種契約者及び第 2 種契約者から料金表第 2 表第 1 の 1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は第 1 種契約者又は第 2 種契約者に負担して</p>

新旧対照

旧	新
	いただきます。

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和8年2月19日企第155500000858号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>（加入電話等契約からの移行に伴う第1種契約及び第2種契約に係る工事費等の割引）</p> <p>3 当社は、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から1の第1種契約若しくは第2種契約の申込み又は細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更の請求があり、当社がその申込みを承諾し、第1種契約者又は第2種契約者から申出があった場合であって、令和8年11月30日までに当社がその音声利用IP通信網サービス又は付加機能を提供開始したときは、端末設備の設置及び変更に関する基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費（第2種サービスのメニュー2及びメニュー3に係るもの（料金表第1表の2-2(4)に規定するものを除きます）に限ります。）について、料金表第2表の2に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>ただし、端末設備の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、第1種契約又は第2種契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 電話サービス契約約款における1の加入電話契約又は総合デジタル通信サービス契約約款における1の第1種契約若しくは第2種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者</p> <p>(2) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者</p> <p>（その他）</p> <p>4 この附則第3項の規定を適用する回数については、1の解除若しくは利用休止する電気通信サービス又は1の利用休止中の電気通信サービスに係る契約に対して1の第1種契約又は第2種契約について1とします。</p> <p>5 この附則第3項に定める場合において、第1種契約者及び第2種契約者から料金表第2表1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は第1種契約者又は第2種契約者に負担していただきます。</p>